

「官民による若手研究者発掘支援事業における研究開発テーマの
実用化に向けたマッチング支援業務」に係る公募要領

(2021年5月21日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

新領域・ムーンショット部

【受付期間】

2021年5月21日（金）～2021年6月24日（木）12時アップロード完了

【提出先および提出方法】

■Web 入力フォームから、必要情報の入力と提出資料のアップロードを行ってください。

<Web 入力フォーム>

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/1p88e22nbb9t>

■他の提出方法（持参・郵送・FAX・電子メール等）は受け付けません。

■再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案資料が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。

■提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。

■アップロードファイル名は、半角英数字としてください。

■アップロードするファイルは、全てPDF形式で、1つのzipファイルにまとめてください。

【留意事項】

■登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるため、受付期間内に完了させてください。

■入力・アップロード等の操作途中で提出期限を過ぎて操作が完了できなかった場合は、受け付けません。

■通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

目次

	頁
1. 件名	1
2. 業務概要	1
3. 応募要件	3
4. 提出期限及び提出先	4
5. 秘密の保持	6
6. 説明会の開催	6
7. 委託先の選定	6
8. 留意事項	8
9. 問い合わせ	13
10. NEDO事業に関する業務改善アンケート	14

【関連資料】

別添1. 仕様書 (PDF)

様式1. 提案書 (WORD)

添付資料1. 利害関係の確認について (WORD)

添付資料2. 再委託理由及びその業務内容 (WORD)

添付資料3. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について (WORD)

添付資料4. NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票 (WORD)

参考資料1. 提案資料作成要領 (PDF)

参考資料2. 契約に係る情報の公表について (PDF)

参考資料3. 秘密情報等の管理に係る特別約款 (PDF)

「官民による若手研究者発掘支援事業における研究開発テーマの実用化に向けた
マッチング支援業務」に係る公募について
(2021年5月21日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という。)は、
下記業務の実施者を一般に広く募集いたします。本業務への応募を希望される方は、本公募
要領に従いご応募ください。

1. 件名

「官民による若手研究者発掘支援事業における研究開発テーマの実用化に向けた
マッチング支援業務」

2. 業務概要

2-1. 業務の目的・内容

「官民による若手研究者発掘支援事業」では、実用化に向けた目的志向型の創造的な基
礎又は応用研究¹を行う大学等²に所属する若手研究者³を発掘し、若手研究者と企業との
共同研究等⁴の形成を促進する等の支援をすることにより、次世代のイノベーションを担
う人材を育成するとともに、我が国における新産業の創出に貢献することを目的として、
産業技術分野及びエネルギー・環境分野の研究開発を行います。

本業務では、「官民による若手研究者発掘支援事業」におけるマッチングサポートフェ
ーズ(以下「マッチングサポートフェーズ」という。)において研究開発提案を行った若
手研究者に対して、企業との共同研究等を形成するためのマッチング支援を実施します。
具体的には、各種イベント及び集合研修等の開催、伴走型のフォローアップ支援(企業と
の連携推進、共同研究等に向けた助言・提言)等を予定しています。

-
- 1 実用化に向けた目的志向型の創造的な基礎又は応用研究:創造的な研究開発に基づいた研
究シーズが産業に応用されることを目指して、課題克服のために、原理の解
明や試作品の開発、実証試験等を行うもの
 - 2 大学等 : 国公立研究機関、国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立
大学、高等専門学校、並びに国立研究開発法人、独立行政法人、地方独立行
政法人及びこれらに準ずる機関
 - 3 若手研究者: 事業の開始年度の4月1日時点において、博士号の学位を取得、又は大学等
の博士後期課程に在籍している者で、かつ45歳未満の研究者
 - 4 共同研究等: 日本国内に登録されている企業(その事業活動に係る主たる技術開発及び意
思決定のための拠点を日本国内に有するもの)と、実用化に向けた取り組み
として共同研究、受託研究、技術指導、博士後期課程を対象とした研究イン
ターンシップ、クロスアポイントメント制度の活用等を行うもの

これらの業務については、全国を 6 ブロックに分け、各地域ブロックにおいて実施することを想定しますが、若手研究者と企業とのマッチングは同じ地域ブロック内のみに留まらず、ブロック間の垣根を越えたマッチングを目指します。

なお、業務の実施にあたっては、適宜NEDOと協議の上進めることとします。

(1) 実施項目

以下の①～⑤の業務を行います。詳細は「別添 1. 仕様書」をご参照ください。

① イベント業務

- a. 企業に研究シーズを周知するためのイベントの開催
- b. マッチングイベントの開催

② マッチング支援業務

- a. 研究シーズの Web サイト掲載
- b. 企業の関心事項・要望等⁵の取りまとめ
- c. 関心を示した企業との連絡調整業務
- d. 伴走型のフォローアップ支援

③ 各種情報収集・情報発信業務

④ 自立的に進展する産学連携の仕組みづくりに向けた検討

⑤ その他

- a. 集合研修等の開催
- b. 各種情報の取りまとめ
- c. 人材の確保・配置
- d. NEDOが実施する会議等への参加
- e. 「官民による若手研究者発掘支援事業」新規公募採択に関する支援業務

(2) 報告書の取りまとめ

本業務で実施した①～⑤の内容を、報告書（和文）の形に取りまとめる。例えば、マッチングイベント等の開催により収集した情報（企業の関心事項・要望等）、若手研究者と企業との共同研究等の形成に向けた検討内容及び進捗等を成果物として取りまとめる。

また、①～⑤における具体的なアクションや様々な工夫に対して、マッチングへの具体

⁵ 関心事項・要望等：各種イベントや研究シーズを掲載したウェブサイト等を活用し、若手研究者が有する研究シーズに対して関心のある点、研究開発の進め方等に関する要望等を企業から募るもの

的な効果・寄与（効果がなかった場合を含む）を整理し、若手研究者が所属する機関の産学連携部門等の関係者における、自立的に進展する産学連携の仕組みづくりにつながる情報を集約する。報告書については、調査結果のエビデンスを示す参考資料も別途提出すること。

なお、本業務において収集した各種情報・データ等は全てNEDOに帰属するものとし、本業務の終了以降も、「官民による若手研究者発掘支援事業」において活用することとする。

2-2. 実施期間

NEDOが指定する日から2022年9月30日

2-3. 予算規模

300百万円を上限とする（イベント等に係る費用を含む）。

なお、Webサイトのサーバー管理はNEDOにて行うため、管理費は含みません。

また、助成事業者及びマッチング支援候補者等のマッチングイベント、集合研修等への参加に係る旅費（2百万円程度の実費相当額）も必要概算経費に積算してください。

3. 応募要件

応募の対象は、以下のaからfまでの全ての要件を満たすことのできる、単独ないし複数（連名）で受託を希望する企業等とします。なお、応募にあたっては、全体（全国）提案のみを対象とします。各地域ブロック単位での部分提案は認められません。

- a. 全国の各地域ブロックに所在する大学等、企業の情報に精通していること。また、大学等及び企業の産学連携部門等と連携できること。
- b. マッチング支援の実績及び広く企業にアプローチ可能なネットワーク、情報量を有する複数の連携機関を本業務の実施体制に加えるなどにより、多様な研究シーズ及び企業ニーズにも対応する効率的なマッチング手法を検討し、全国規模で実践するための工夫を行うこと。
- c. 当該業務又は関連業務についての実績を有し、かつ目標の達成及び業務の遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- d. 当該業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金等について十分な管理能力を有し、かつ情報管理体制等を有していること。
- e. NEDOが業務を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。
- f. 複数（連名）で提案する場合、当該応募要件を満たすことのできる体制を構築すること（再委託、外注を含む）。

4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って「提案書」を作成し、その他提出資料とともに以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX又は電子メールによる提出は受け付けません。ただし、NEDOから別途指示があった場合は、この限りではありません。

4-1. 提出期限

公募期間：2021年5月21日（金）～2021年6月24日（木）

提出期限：2021年6月24日（木）12時アップロード完了

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDOウェブサイトでお知らせいたします。

なお、NEDO公式Twitterをフォローいただくと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせをTwitterで確認できます。是非、フォローいただき、ご活用ください。（<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>）

4-2. 提出先（Web 入力フォーム）

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/ga/enquetes/1p88e22nbb9t>

4-3. 提出方法

a. 「4-2. 提出先」の Web 入力フォームで以下の①～⑩をご入力いただき、⑫に提出資料をアップロードしてください。アップロードファイル名は半角英数字とし、アップロードするファイルを提出資料毎に作成し、全て PDF 形式で、1つの zip ファイルにまとめてください。

提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。再提出の場合は、再度、全資料を再提出してください。

提出された提案書を受理した際には、代表法人連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。

■入力項目

- ① 調査名
- ② 代表法人番号（13桁）
- ③ 代表法人名称
- ④ 代表法人連絡担当者氏名
- ⑤ 代表法人連絡担当者職名
- ⑥ 代表法人連絡担当者所属部署
- ⑦ 代表法人連絡担当者所属住所
- ⑧ 代表法人連絡担当者電話番号

- ⑨ 代表法人連絡担当者Eメールアドレス
- ⑩ 共同提案法人名（複数の場合は、列記）
- ⑪ 初回の申請受付番号（再提出の場合のみ）
- ⑫ 提出資料（提出資料のアップロード） ※合計で100MB以下
 - ・様式1．提案書
 - ・添付資料1．利害関係の確認について
 - ・添付資料2．再委託理由及びその業務内容 ※該当の場合のみ
 - ・添付資料3．ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について
 - ・添付資料4．NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票

b. 次の公募関連資料がダウンロードできますので、ご参照ください。

- ・仕様書（PDF）
- ・秘密情報等の管理に係る特別約款
- ・調査委託契約書（案）（本公募用に特別に掲載しない場合は、「調査委託契約標準契約書」を指します。） (<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>)

4-4. 提出にあたっての留意事項

- ① 提案書は日本語で作成してください。
- ② 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案資料が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- ③ 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。（受付番号の表示は受理完了とは別です。）
- ④ 入力・アップロード等の操作途中で提出期限を過ぎて操作が完了できなかった場合は、受け付けません。
- ⑤ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- ⑥ 提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。
- ⑦ 受理後であっても、応募要領の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ⑧ 本業務の一部を再委託する場合は、再委託の額の制限等、調査委託契約約款に記載の関連する条項を遵守する必要があります（再委託の額は、NEDOと委託先との契約金額の50%未満です）。
- ⑨ 委託先の選定に係る審査は、本公募要領「6-2. 審査基準」に基づき受理した提案資料を審査しますが、必要に応じてヒアリングや追加資料の提出等を求める場合があ

ります。

5. 秘密の保持

NEDOは、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。

また、プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属機関名、予算額、実施期間及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

6. 説明会の開催

説明会は現時点で開催する予定はございません。当該業務の内容、応募に係る具体的な手続き、提出資料の記載方法等のお問い合わせは、本公募要領「9. お問い合わせ」に記載の連絡先までご連絡ください。併せて、公募説明資料を掲載するのでご参照ください。

なお、説明会を開催する場合にはNEDOウェブサイトに掲載しますので、ご確認ください。

7. 委託先の選定

7-1. 審査

外部有識者による採択審査委員会とNEDO内の契約・助成審査委員会の二段階で審査します。契約・助成審査委員会では、事前審査の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。審査の過程において、必要に応じてヒアリング審査や資料の追加等をお願いする場合があります。

なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

7-2. 審査基準

a. 採択審査の基準

- i. 目的・目標・実施内容が仕様書の内容と合致しているか
- ii. 提案する方式・方法に工夫があり優れているか
- iii. 業務実施における課題とその解決に向けた取り組みの内容が明確かつ実現の可能性があるか
- iv. 業務を遂行するための高い能力を有するか（関連する実績等）

- v. 提案する実施計画（実施体制、人員等を含む）が適切か
- vi. 応募者が当該業務を行うことにより自立的に進展する産学連携の仕組みづくりは期待できるか
- vii. 総合評価

ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

平成28年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第20条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）に対しては加点評価されることとなります。

b. 契約・助成審査委員会の選考基準

- i. 調査の目標がNEDOの意図と合致していること
- ii. 調査の方法、内容等が優れていること
- iii. 調査の経済性が優れていること
- iv. 関連分野の調査等に関する実績を有すること
- v. 当該調査を行う体制が整っていること
- vi. 経営基盤が確立していること
- vii. 当該調査等に必要な研究員等を有していること
- viii. 委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること

7-3. 委託先の公表及び通知

a. 採択結果の公表等

採択した案件（実施者名、業務概要等）はNEDOのウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 採択審査委員の氏名の公表について

採択審査委員の氏名は、採択案件の公表時に公表します。

c. 附帯条件

採択にあたって条件（提案した再委託を認めない、他の機関との共同実施とすること等）を付す場合があります。

7-4. スケジュール

2021年5月21日	: 公募開始
6月24日	: 公募締切（12時アップロード完了）
7月下旬（予定）	: 採択審査委員会（外部有識者による審査）
8月中旬（予定）	: 契約・助成審査委員会
8月下旬（予定）	: 委託先決定、公表（プレスリリース）
9月頃（予定）	: 契約
10月1日（予定）	: 業務開始

8. 留意事項

8-1. 契約及び委託業務の事務処理等について

新規に調査委託契約を締結するときは、最新の調査委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。なお、委託業務事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDOが運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を利用させていただくことが必須になります。

なお、利用に際しては利用規約 (<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>) に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

【参考】

- ・委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・委託事業の手続き：マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

8-2. 研究開発独立行政法人から民間企業への再委託

研究開発独立行政法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。

8-3. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況を記載していただきます。詳細は「ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について」（添付資料3）をご覧ください。

8-4. NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票及び対応するエビデンス（添付資料4）

提案書の実施体制に記載する全ての提案者（再委託等は除く。）において、調査を実施

する上で取得又は知り得た保護すべき一切の情報（機微情報）に関して、機微情報の保持に留意して漏えい等防止する責任を負うことから、確認票及び対応するエビデンスを提出していただきます。

なお、情報管理体制等を有することを提案者の応募要件としているため、全ての確認項目に対して、対応する必要があります。（仮に、未対応の場合には応募要件を満たさないものとなります。）

8-5. 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本業務の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本業務及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

- ※1. 「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト
http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html
- ※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらをご覧ください：NEDO ウェブサイト
https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本業務において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。
（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 6 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）
- iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDO の事業への応募を制限します。
（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。）
- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等

について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にもi～iiiの措置を講じることがあります。

- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本業務の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

8-6. 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。

※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、NEDOは資金配分機関として、本業務の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本業務及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

- ※3. 研究不正指針についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

- ※4. 研究不正機構達についてはこちらをご参照ください：NEDOウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本業務において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還し

ていただくことがあります。

- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間)
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間)
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記iiiにより一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本業務への参加が制限されることがあります。

なお、本業務の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

TEL : 044-520-5131

FAX : 044-520-5133

電子メール : helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付
窓口

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.htmlへリンク>

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

8-7. RA (リサーチアシスタント) 等の雇用

第3期、第4期及び第5期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本プロジェクトにおいても、RA (リサーチアシスタント) 等の研究員登録が可能であり、本プロジェクトにて、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本プロジェクトを通じて知り得る秘密情報を取り扱う RA 等は、NEDO と契約を締結する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本プロジェクトに直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】内閣府 科学技術基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index5.html>

8-8. 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、採択決定後、「契約に係る情報の公表について」(参考資料2)のとおり、NEDOとの関係に係る情報をNEDOのウェブサイトで公表することがございます。ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

8-9. 安全保障貿易管理について (海外への技術漏洩への対処)

a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制*が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- c. 本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時において、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本委託事業終了のいずれか早い方までの体制構築を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。
- d. 安全保障貿易管理の詳細については以下をご覧ください。
経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
(Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>)
・経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
・一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>
・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jis_hukanri03.pdf

9. 問い合わせ

本公募に関するお問い合わせは、以下の問い合わせ先までE-mailでお願いします。但し、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
新領域・ムーンショット部 赤木、立花、山崎
E-mail : wakate-2@nedo.go.jp

10. NEDO事業に関する業務改善アンケート

NEDOでは、NEDO事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。

ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO事業に関する業務改善アンケート」から、ご意見お寄せいただければ幸いです。なお、内容については、本業務に限りません。

<https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyoku.html>